

五城目産木材の利用促進に関する基本方針

第1 目的

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき、秋田県が定めた県産材利用推進方針（平成13年3月12日 県産材利用推進会議決定、令和2年5月27日 改正）に即して、建築物等における木材の利用の促進の意義、公共建築物等における地元産木材利用の目標、地元産木材の利用を推進すべき公共建築物等、地元産木材の利用促進に向けた取り組み、その他地元産木材の利用を推進する上で必要な事項を定める。

第2 建築物等における木材利用促進の意義

五城目町が、公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と脱炭素社会の両立を推進することで、林業・木材産業の振興や森林整備の促進に資するとともに、その効果に関する町民の理解を深めながら、民間建築物等での木材利用を促していく。

（1） 木材利用そのものの効果

公共建築物等は、広く町民一般の利用に供されるものであり、県や町による率先した木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、町民に対して木とふれあい木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、公共建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、民間の建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

（2） 森林の整備、地域経済・雇用の面での効果

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

第3 五城目産木材利用推進方針

(1) 地元産材の利用を推進すべき公共建築物

① 町が整備する公共建築物

広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム等）、病院、診療所、運動施設、社会教育施設（公民館等）、公営住宅等のほか、町の事務、事業に使用される庁舎等を含むものとする。

② 民間業者が整備する①に準ずる公共性の高い建築物

当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性の高いと認められる建築物を含むものとする。

(2) 公共建築物の木造化及び内装木質化の推進

公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、すべての公共建築物において内装等の木質化を推進する。

ただし、災害応急活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断されるものについては、木造化推進の対象としないものとする。

(3) 公用備品等における地元産木製品導入の推進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品については、町伝統家具職人の地元産木製品の利用に努めるものとする。

また、屋外に設置する公共建築物の案内板等の設置にあたって積極的に地元産材を使用するものとする。

(4) 公共土木事業における間伐材利用の推進

公共土木事業においては、自然環境や生態系に配慮した工法の採用が強く求められてきていることから、法面保護や護岸、水路など公共土木施設等への小径木等スギ間伐材の利用を積極的に推進するものとする。

ただし、当該工事に求められる機能等の観点から間伐材利用が困難と判断されるものは推進の対象としないものとする。

(5) 一般の建築物への地元産材利用の推進

町民が安心し、かつ木のぬくもりに愛着をもって住める住宅づくり等、一般の建築物への地元産木材の利用について、町内の設計士、建築士、大工、工務店等建築を担う者や建具等木材加工に携わる者等と連携しながら、その推進を図るものとする。

(6) 木質資源の多角的利用の推進

木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しながら、その推進を図るものとする。

(7) 地元産木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における木材の利用の促進にあたっては、森林の有する多目的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに、的確な再生林を確保するなど、木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。

第4 推進の取組

(1) 五城目町は公共建築物等における木材の利用に努めるとともに、必要に応じて設計、建築、林業関係等から協力を得て構成する「五城目産木材需要拡大推進協議会」において地元産材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図る。

- ① 木材の利用の促進のための方針の策定
- ② 木材生産拡大の推進
- ③ 木材需要拡大の推進
- ④ 木材住宅建築の推進
- ⑤ その他林業振興に関すること

(2) 公共建築物等の整備計画を庁内において的確に把握し、その地元産木材の利用の推進を図る。

(附 則)

この五城目産木材の利用促進に関する基本方針は、平成23年11月1日から施行する。

(附 則)

この五城目産木材の利用促進に関する基本方針は、令和5年3月1日から施行する。